

IGC コードの統一解釈等に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 N 編

改正事項

IGC コードの統一解釈等に関する事項

改正理由

IGC コード（液化ガスのばら積運送のための船舶の構造及び設備に関する国際規則）は、2014年5月に開催されたIMO第93回海上安全委員会（MSC93）において、その全面改正が決議MSC.370(93)として採択された。本会は既に改正IGCコードを規則に取り入れている。

一方IACSは、改正IGCコードにおける不明確な点について検討し、IACS統一解釈案を作成し、2019年9月に開催されたIMO第6回貨物運送小委員会（CCC6）に提出した。審議の結果、上述の統一解釈案は一部修正の上合意され、2020年11月に開催されたIMO第102回海上安全委員会（MSC102）においてMSC.1/Circ.1625として承認された。

このため上述のMSC Circularに基づき、関連規定を改めた。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) ガス燃料装置の外管及びダクトの設計圧力及び試験圧力を規定した。
- (2) 貨物タンクの雰囲気制御に用いられる連結部等は、貨物サンプリング連結部に対する要件が適用されない旨を規定した。
- (3) 専用のハウジングを持たない持運び式の貨物フィルタを用いる場合にあつては、フィルタの閉塞を示す設備は必要がない旨を規定した。
- (4) 運送する貨物の種類に関わらず、イナートガス発生装置を収容する区画には、酸素濃度計を備えなければならない旨規定した。
- (5) ガス燃料を使用する機関について、吸気マニホールド等に圧力逃し装置を備えない場合には、過圧の危険性を詳細に評価しなければならない旨規定した。
- (6) 貨物タンクのオーバフロー制御装置をオーバーライドできる装置を設ける場合には、意図しない貨物ポンプの操作等を防止するインタロックを設けなければならない旨規定した。

改正条項

鋼船規則検査要領 N 編 N5.4.4, N5.6.5, N5.6.6, N5.13.2, N13.6.4, N16.7.1, N18.3.1, N18.4.8